

【エクアドル経済：2008年1月】

1. 概要

●エクアドルは、ベネズエラからの技術協力を受けつつ、グアヤキル湾における天然ガス開発及びマナビ県における新精油所建設を行っていく旨決定した。

2. ベネズエラによる石油部門協力

(1) グアヤキル湾における天然ガス開発

(イ) 7日、ベネズエラのエネルギー石油省とエクアドルの鉱山石油省は、グアヤキル湾に位置するブロック4における炭化水素資源開発のため、合同で開発調査を行い、活動していく旨のインテンションレター（2年間有効、更新可能）に署名した。本件の実施担当は、ベネズエラの PDVSA とエクアドル石油公社（Petroecuador）であり、開発のための合弁会社設立の可能性も模索する。

(ロ) インテンションレターによれば、本件は2フェーズに分けて実施される。第1フェーズにおいては、Petroecuador がグアヤキル湾に関する技術的な全情報を PDVSA に提供し、PDVSA の技術グループが右情報を精査する。6ヶ月間の調査の後、PDVSA が Petroecuador に対し、開発のための FS 及び助言を行う。第2フェーズにおいては、両社は、各社4名ずつによる計8名のワーキンググループを形成する。また、PDVSA は、開発計画アジェンダを作成する。

(2) マナビ県における新精油所建設

(イ) Petroecuador と PDVSA は、両社間で締結済みの戦略協定を基に、マナビ県に新精油所建設のため、両社による合弁会社を設立することで合意した。7日、当国大統領府において、合弁会社を設立するという相互合意につき、ベネズエラのラミレス（Rafael Ramirez）エネルギー石油大臣とスリタ（Fernando Zurita）Petroecuador 総裁は覚書に署名した。

(ロ) 同覚書によれば、Petroecuador と PDVSA は、署名から30日以内に、各社3名ずつによる計6名の執行委員会（Comite de Direccion）、及び、各社6名ずつの計12名から成る合同技術委員会（Comision Tecnica Mixta）を形成する。合同技術委員会は、調査対象プロジェクトの調整及び手続きを担当し、6ヶ月以内に、マナビ県における新精油所建設計画執行のための報告書を作成する。

(ハ) 本件合意は、署名日より2年間有効である。本件合意は、2007年4月17日、ベネズエラ・エネルギー石油省とエクアドル鉱山石油省との間で署名されたエネルギー部門協力協定に基づくものである。右協定では、両省が様々なプロジェクトにつき、合同調査することが約されており、マナビ県における新精油所建設はそのうちの1つのプロジェクトとして言及されている。

3. エクアドル石油公社の戦略協定

戦略協定 (*Alianza Estrategica*) は、エクアドル石油公社 (*Petroecuador*) が契約を行うための重要な鍵である。戦略協定の枠内において最近具体化したプロジェクトは、エクアドル石油海運会社 (*Flopec*) との天然ガス貯蔵及び供給プロジェクト、また、マナビ県における新精油所建設のため、ベネズエラの *PDVSA* と合弁会社を設立するプロジェクトである。チリボガ (*Galo Chiriboga*) 鉱山石油大臣は、「*PDVSA* は重要な戦略的パートナーであり、新精油所建設のため、エクアドルに対し、十分な技術的支援をしてくれるであろう」旨述べた。*Petroecuador* が、(戦略協定の枠内で) 各国石油公社と有する具体的プロジェクト及びその進捗状況は以下のとおり。

(1) ENAP (智)

(イ) *Tiguino*、*Mauro Davalos*、*Huachito* 油田開発：落札

(ロ) *ITT* 油田開発プロポーザル (2007年8月)：協議中

(2) Sinopec (中)

(イ) *Shushufindi* 精油所改修への参加の可能性提示

(ロ) *ITT* 油田開発プロポーザル (2006年12月)：協議中

(3) Petrobras (伯)

(イ) バイオ燃料部門において共同行動を取る (2007年4月～)

(ロ) *ITT* 油田開発プロポーザル (2006年12月)：協議中

(4) PDVSA (ベネズエラ)

(イ) 原油と石油製品のバーター取引契約 (2007年2月～)：進行中

(ロ) マナビ県における新精油所建設のための合弁会社設立：進行中

(ハ) *Sacha* 油田の増産：進行中

(ニ) *ITT* 油田開発調査 (*cuantificacion*)：進行中

(ホ) 掘削装置貸与：進行中

(5) Petroperu (ペルー)

原油と石油製品のバーター取引契約 (2007年6月～)：進行中

(6) CNPC (中)

石油開発協力のための戦略協定は締結済みだが、具体的プロジェクト無し。

(7) Pertamina (インドネシア)

(イ) 生産井の回収：交渉内容確定待ち

(ロ) Orian 油田開発：交渉内容確定待ち

(8) エクアドル石油海運会社 (Flopec)

(イ) 地上ガス貯蔵施設建設：進行中

(ロ) ガスの貯蔵及び供給 (20 年間)：進行中

(9) Enarsa (亜)

Orian 油田開発：交渉内容確定待ち

(10) Turkish (トルコ)

石油開発協力のための戦略協定は締結済みだが、具体的プロジェクト無し。

(11) Ecopetrol (コロンビア)

石油開発協力のための戦略協定は締結済みだが、具体的プロジェクト無し。

4. エクアドル石油公社総裁による告発

エクアドル石油公社 (Petroecuador) 内における全業務に透明性を持たせることを目的として、スリタ (Fernando Zurita) Petroecuador 総裁は国家検察庁に対し、Petroecuador において勤務するための法的要件である資産公開 (declaracion de bienes) を行っていないかかったとして、計 4 4 1 名の Petroecuador 従業員及び元従業員に対する捜査を行うよう告発した。本件は、2002 年から現在までに Petroecuador に雇用された全ての人々を対象としている。スリタ Petroecuador 総裁は、「上記告発は、Petroecuador 内の全業務に透明性を持たせるためである。また、近日中に、更なる対象者リストを作成し提出する予定である」旨述べた。本捜査は、チリボガ鉱山石油大臣、Petroecuador の経営審議会 (CAD) メンバー等に対しても行われた。

5. 石油部門契約再交渉

(1) 28 日、鉱山石油省は、外国石油企業との再契約交渉につき、3 月 8 日を交渉期限とする旨発表した。本再交渉は、1 月 21 日より公式に開始されている。コレア大統領は、26 日の定例ラジオ放送において、「外国石油企業は 45 日間のうちに、政府と合意に至る必要がある。合意に至らない場合には、現在外国企業が有す権益は Petroecuador に移譲され、(当国を去る外国企業に対し) 政府は適切な支払いを行う」旨述べた。

(2) 28 日、政府側交渉団と外国石油企業 5 社、即ち、Repsol-YPF (西・亜)、Petrobras (伯)、Perenco (仏)、Andes Petroleum (中) 及び City Oriente 社 (米) は、再度会合した。同会合後、政府側及び外国企業側とも、交渉を短期間のうちに了すること、また、仲

裁を求める場合には、世銀の紛争解決国際センター（ICSID:International Centre for Settlement of Investment Disputes）ではなく、他の機関で行うことを模索する旨の見解で一致した。しかし、1日より施行されている税制改革が本交渉を複雑化させている。何故なら、税制改革は、(将来の)生産分与（PS）契約における原油輸出余剰収益に対する国の取り分を70%にすると定めているからである。

（3）30日、(石油企業の集まりである)炭化水素産業協会のオルティス（Rene Ortiz）会長は、「外国石油企業は、エクアドルで操業を続けるために、契約のモダリティーを（PS契約からサービス貸与契約へ）変更する用意がある」旨述べた。

6. アンデス貿易促進・麻薬根絶法（ATPDEA）

（1）9日、サルバドル外相は、「米国がエクアドルに対し、2月に期限切れとなるアンデス貿易促進・麻薬根絶法（ATPDEA）に代わる提案（una propuesta）を送付越した」旨述べた。サルバドル外相は、「我々は米国からの提案を精査した上で、対案を作成し、その後、交渉に入るであろう」旨説明した。

（2）エクアドルは米国との相互合意に基づき、公式に、米国に対し ATPDEA の延長を要請することはないとされている。サルバドル外相は、「エクアドル政府は、米国との貿易交渉において、これまでとは異なるイニシアチブを提起する。これまでは厳に貿易のみにつき話し合われてきたが、我々は、貿易のみならず政治及び経済協力といったテーマを含む協定を望む」旨述べた。

（3）ジュエル（Linda Jewel）当地米大使は、「エクアドルは ATPDEA 延長のために直接的に何ら行動しないと決断しているが、実際のところ、ガジェゴス（Luis Gallegos）在米エクアドル大使は、ATPDEA 延長のために活動している。また、米軍によるマンタ基地使用協定の延長を認めないというエクアドルの決断と ATPDEA 延長との関わりは一切なく、米国は麻薬との闘いにおけるエクアドルの努力を認めている」旨述べた。

7. 牛乳価格の規制

2日、コレア大統領及びバジェホ農牧大臣（当時）は、牛乳はエクアドル国民の基本的食料品であり、必要不可欠なものであるとして、大統領令第846号を以て、牛乳価格を規制した。同大統領令は牛乳価格の上限を設定しており、例えば、袋詰め低温殺菌牛乳（1リットル）価格の上限は0.55ドルであり、同価格以上の値段で販売することは禁止されている。